

稲沢市監査公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成31年3月29日

稲沢市監査委員	小	島	通
同	苗	村	眞
同	渡	辺	幸保

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 第 1 監査の対象

- (1) 名称 稲沢市体育協会（以下「体育協会」という。）  
〔所管部課：教育委員会 スポーツ課〕
- (2) 範囲 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業のうち、次の財政的援助に係る出納その他の事務の執行について  
財政援助団体監査

補助金の名称	稲沢市体育協会補助金
平成 29 年度 補助金額	6,033,911 円
補助金の目的	スポーツの普及と振興を図り、もって市民の体力向上に寄与することを目的とする。

## 第 2 監査の期間

平成 31 年 1 月 15 日から平成 31 年 2 月 26 日まで

## 第 3 監査の方法

体育協会に対しては、補助金等交付申請書、事業報告書、決算書及び補助金の出納に係る書類等の提示を求め、関係職員より説明を聴取し、当該補助金はその目的に従って適正に使用されているか、出納その他の事務が適正に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

また、所管課に対しては、体育協会への補助金の出納に係る指導監督が適切に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

## 第 4 説明聴取日及び場所

- (1) 監査委員による監査

説明聴取日	場 所
平成 31 年 2 月 26 日	豊田合成アリーナ（総合体育館）

(2) 補助職員による監査

説明聴取日	場 所
平成 31 年 2 月 6 日	監査委員事務局及び豊田合成アリーナ

## 第 5 事業の概要

(1) 監査団体の概要

体育・スポーツの普及と振興をはかり、市民の体力向上に資することを目的として、昭和 34 年 4 月 1 日に設立された。

(2) 補助事業

ア 補助金交付申請等手続

(ア) 補助の目的

スポーツの普及と振興を図り、もって市民の体力向上に寄与することを目的とする。

(イ) 交付申請日

平成 29 年 4 月 10 日

(ウ) 交付決定日

平成 29 年 4 月 13 日

(エ) 実績報告日

平成 30 年 3 月 27 日

イ 決算状況

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

項 目	決 算 額	総事業費に対 する割合
総 事 業 費	(円) 19,040,655	(%) —
市 補 助 金	6,033,911	31.7
県 補 助 金	102,500	0.5
市委託料収入	9,671,658	50.8
負担金収入	3,079,380	16.2
寄 付 金	90,000	0.5

繰越金	63,164	0.3
雑入	42	0.0

#### ウ 事業活動の概要

スポーツ団体の強化・発展と連絡調整をはかること。

市民の体育向上とスポーツの指導奨励をはかること。

体育大会・講習会等体育に関する各種行事を実施すること。

市民が自主的かつ積極的に参加できる競技会及びスポーツ・レクリエーション等の行事を実施又は協力すること。

市の体育・スポーツに関する施設の充実改善について、指導と助言をすること。

その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第6 監査の結果

補助事業については、出納その他の事務は条例等関係諸法令に基づき管理し、目的に沿って執行されており、おおむね適正に処理されていると認めた。

ただし、注意を要するものとした事項は次のとおりである。

〔留意事項〕

### ○体育協会

- (1) 稲沢市体育協会の法人化に当たっては、自主財源の確保、権利関係の明確化さらに会計処理の透明性などの観点から、早期の実現に努められたい。

### ○スポーツ課(所管課)

- (1) 補助金の交付については、事業内容や補助対象の範囲を明確に規定する必要がある、補助金交付事務の適法性を確保するためにも、稲沢市体育協会補助金交付要綱の見直しについて検討されたい。
- (2) 市スポーツ課職員が稲沢市体育協会事務局員を兼務してい

る現状においては、補助金申請事務と補助金交付決定事務の  
担当者を明確に分けるなど、相互牽制が働く体制へ改善され  
たい。